第２４号議案

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和４年４月２８日

提　出　者　　文　京　区　教　育　委　員　会

教　育　長　　加藤　裕一

文京区教育委員会規則第四号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号の二を削る。

付　則

この規則は、令和四年五月一日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成十二年教育委員会規則第八号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（支給対象外職員） 第二条　（略） 2　条例第二十七条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一～四（略） （削除） 五（略） 付　則（令和四年四月●日文教委規則第四号） この規則は、令和四年五月一日から施行する。	（支給対象外職員） 第二条　（略） 2　条例第二十七条第一項後段の教育委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 一～四（略） 四の二　退職後引き続いて会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年九月文京区条例第五号）の適用を受けることとなった者 五（略）